

# 株式会社 JTBエステート 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社 J T B エステート（英文では JTB ESTATE Corp.）と称する。

(目 的)

第2条 当社の目的とする事業は次のとおりである。

1. 不動産の所有、賃貸、管理、売買、仲介及び鑑定事業
2. 建築・土木・造園工事の設計、施工、監理及び請負事業
3. 建築・土木・造園工事の資材、器具、備品類の販売及び斡旋事業
4. 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計及び建設コンサルタント事業
5. 建築物及び付属設備の警備、清掃、保守、保全管理、営繕及び管理事務代行
6. 商業施設・店舗、宿泊施設等の内装設計及び内装仕上工事
7. 商業施設・店舗、宿泊施設等の内装仕上げに関する大工工事
8. 商業施設・店舗、宿泊施設等の屋内外広告に関する設計及び鋼構造物工事
9. 商業デザイン、各種広告物デザイン及び広告、宣伝事業
10. 商業施設・店舗、宿泊施設等のデザイン企画に関する事業
11. 第一種貨物利用運送事業
12. 金銭の貸付に関する事業
13. 旅館、ホテル、レストラン等の経営及びコンサルタント事業
14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及びコンサルタント事業
15. 研修所、文化教室等の経営及びコンサルタント事業
16. クアハウス、老人ホーム等の経営及びコンサルタント事業
17. ゴルフ場、スポーツクラブの会員権の売買及び斡旋事業
18. 公園、遊園地、駐車場の管理に関する事業
19. 工業用地、住宅用地等の造成事業
20. 損害保険の代理店業
21. 倉庫業
22. 店舗・オフィスに関する機器（中古品を含む）等の販売、買取、リース業務、レンタル業務及び修理業
23. 古物商
24. 煙草、印紙、切手、酒類、飲料水、食料品等の販売に関する事業
25. 労働者派遣事業
26. 前各項に関連する物品・資材の発送・配送及びその保管事業
27. その他前各号に付帯し、又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告の方法によりおこなう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法によりおこなう。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1, 536万株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式に関する事項)

第7条 当会社の発行する株券の種類、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第8条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、2週間前までに公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第9条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを召集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法309条第2項の定めによる特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合は、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第13条 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及び結果等、法定の事項を記載し、議長及び出席した取締役、監査役、会計監査人の氏名・名称を記載する。

2 前項の議事録は10年間本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第14条 当会社は、取締役会を置く。

2 取締役会に関する事項は、法令又は定款の定めによるほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任並びに解任する。

2 取締役の選任並びに解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長1名を置くことができる。

3 取締役会の決議によって、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第19条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は、当会社を代表し業務を執行する。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(顧問・相談役)

第21条 取締役会で必要と認めるときは、顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は取締役社長これをなし、各取締役及び監査役に対し、会日3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及び結果等、法定の事項を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2 前項の議事録は10年間本店に備え置くものとする。

## 第5章 監査役及び会計監査人

(監査役の設定)

第27条 当会社は、監査役を置く。

(監査役の監査の範囲)

第28条 監査役は会計監査と業務監査を行う。

(監査役の数)

第29条 当会社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(会計監査人の設置)

第33条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 当社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭により剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載された株主等に対し、金銭により剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第39条 当社は取締役会の決議により、9月30日の最終の株主名簿に記載された株主等に対し金銭による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

2. 配当金に利息は付さない。

(除斥期間)

第40条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2011年12月14日現在